

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年富田林市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

生涯学習課	社会教育管理係、社会教育事業係、 スポーツ振興係
-------	-----------------------------

」

を

「

生涯学習課	生涯学習係、文化若者係、スポーツ 振興係
-------	-------------------------

」

に改める。

第7条中生涯学習部生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習部

生涯学習課

生涯学習係

- (1) 生涯学習及び社会教育の総合的企画、立案及び推進に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育関係団体との連絡調整及び育成指導に関すること。
- (4) 青少年対策事業に関すること。
- (5) 人権教育の推進に関すること。
- (6) 富田林市きらめき創造館の管理運営に関すること。
- (7) 市民会館に関すること。
- (8) 部及び課の総合的な調整に関すること。

文化若者係

- (1) 文化芸術の振興に関すること。
- (2) 文化芸術関係団体に関すること。
- (3) 文化振興基金の管理運用に関すること。
- (4) 公益財団法人富田林市文化振興事業団に関すること。
- (5) すばるホールに関すること。

(6) 若者施策に関すること。

スポーツ振興係

(1) スポーツの振興に関すること。

(2) スポーツ推進委員に関すること。

(3) スポーツの総合的企画、立案及び推進に関すること。

(4) スポーツ関係団体の育成指導に関すること。

(5) スポーツ施設に関すること。

(6) 学校体育施設の開放に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

富田林市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年富田林市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（部、室、課及び係の設置）</p> <p>第1条（略）</p> <p>【別記 参照】</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第7条（略）</p> <p>（略）</p> <p><u>生涯学習部</u></p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p><u>社会教育事業係</u></p> <p><u>（1） 青少年対策事業に関すること。</u></p> <p><u>（2） 富田林市きらめき創造館の事業に関すること。</u></p> <p><u>（3） 社会教育関係団体との連絡調整及び育成指導に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>（4） 富田林市きらめき創造館運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>（5） 若者施策に関すること。</u></p> <p><u>社会教育管理係</u></p> <p><u>（1） 生涯学習及び社会教育の総合的企画、立案及び推進に</u> <u>関すること。</u></p>	<p>（部、室、課及び係の設置）</p> <p>第1条（略）</p> <p>【別記 参照】</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第7条（略）</p> <p>（略）</p> <p><u>生涯学習部</u></p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p><u>生涯学習係</u></p> <p><u>（1） 生涯学習及び社会教育の総合的企画、立案及び推進に</u> <u>関すること。</u></p> <p><u>（2） 社会教育委員に関すること。</u></p> <p><u>（3） 社会教育関係団体との連絡調整及び育成指導に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>（4） 青少年対策事業に関すること。</u></p> <p><u>（5） 人権教育の推進に関すること。</u></p> <p><u>（6） 富田林市きらめき創造館の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>（7） 市民会館に関すること。</u></p> <p><u>（8） 部及び課の総合的な調整に関すること。</u></p> <p><u>文化若者係</u></p> <p><u>（1） 文化芸術の振興に関すること。</u></p>

- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育関連施設との連絡調整に関すること。
- (4) 市民文化の振興に関すること。
- (5) 市民文化関係団体に関すること。
- (6) 文化振興基金の管理運用に関すること。
- (7) 人権教育の推進に関すること。
- (8) すばるホール、市民会館に関すること。
- (9) 公益財団法人富田林市文化振興事業団に関すること。
- (10) 富田林市きらめき創造館の管理に関すること。
- (11) 部及び課の総合的な調整に関すること。

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) 社会体育事業に関すること。
- (3) 社会体育関係団体の育成指導に関すること。
- (4) 社会体育施設に関すること。
- (5) 学校体育施設の開放に関すること。

(略)

2 (略)

- (2) 文化芸術関係団体に関すること。
- (3) 文化振興基金の管理運用に関すること。
- (4) 公益財団法人富田林市文化振興事業団に関すること。
- (5) すばるホールに関すること。
- (6) 若者施策に関すること。

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツ推進委員に関すること。
- (3) スポーツの総合的企画、立案及び推進に関すること。
- (4) スポーツ関係団体の育成指導に関すること。
- (5) スポーツ施設に関すること。
- (6) 学校体育施設の開放に関すること。

(略)

2 (略)

【別記】

現行

部	室	課	係
教育総務部 (略)			

生涯学習部		生涯学習課	社会教育管理係、社会教育事業係、スポーツ振興係
		文化財課	文化財振興係、伝統的建造物係

改正後（案）

部	室	課	係
教育総務部（略）			
生涯学習部		生涯学習課	生涯学習係、文化若者係、スポーツ振興係
		文化財課	文化財振興係、伝統的建造物係